

平成31年2月

南和地域における 入退院連携マニュアル

病院と地域の切れ目のない連携により

“介護が必要になっても安心して住み続けられる南和地域”を目指して



奈良県吉野保健所

はじめに

現在、わが国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、医療と介護の提供体制整備を含めた地域包括ケアシステムの構築を進めています。これを受けて各市町村では、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域でその人らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、急性期の医療から回復期、慢性期、在宅医療・介護までの一連のサービスが切れ目なく提供されることができる体制づくりに取り組んでいます。

五條市と吉野郡をその区域とする南和保健医療圏は県の約2/3という広大な面積を有していますがそのほとんどが急峻な山岳地帯で、過疎化が進み人口は県の約5%となっています。また、65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は平成30年10月1日現在、39.7%で、国の28.1%や県の30.8%を大きく上回り、人口減少のもと、南和保健医療圏固有の課題はさらに深化の度を加えています。

このような厳しい状況の中、南和保健医療圏内に暮らす人々が、「いつまでも住み慣れた地域や家で暮らし続ける」ためには、「限られた医療、介護の資源、人材が連携して効率的かつ効果的に活動できる仕組みを創り出すこと」が南和保健医療圏における喫緊の課題であり、このためには医療や介護をはじめとする多職種間の“顔の見える関係づくり”が必要不可欠です。そこで、南和保健医療圏の各地域包括支援センター、病院関係者や居宅介護支援事業所等の関係者が集い、介護が必要な状態となった方が退院する際にスムーズに在宅生活へ移行できるよう、「知恵」と「思い」を出し合い、南和保健医療圏域ならではの「入退院調整ルール」をつくり、「南和地域における入退院連携マニュアル」としてまとめました。

この入退院調整ルールは「入院中、可能な限り患者のADLや生活の質を落とさない、そして退院時にはスムーズに、もとの住み慣れた暮らしへの移行ができること」をめざし、それを実現するための関係者にとって必要な「情報共有のためのルール」を定めました。このルールを確実に運用するプロセスの中で、患者を支援する関係者同士が、顔の見える良い関係性を築き、それぞれの職種としての役割を発揮して連携することで、厳しい地域環境の南和保健医療圏であっても、より効果的、効率的にスムーズな在宅生活への移行支援ができることを目指します。また圏内のどの病院から退院・転院しても、在宅生活への移行がスムーズにできることも目指しつつ、この南和保健医療圏域だからこそできる「情報共有による連携」を核にした、地域包括ケアのための更なるしくみづくりを関係者全員で進めていきたいと思えます。



平成31年2月

五條市・吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・天川村・野迫川村・十津川村
下北山村・上北山村・川上村・東吉野村・奈良県吉野保健所

目次

1. 目的	1
2. 対象	1
3. 入退院調整ルール	1
(1) 退院調整が必要な患者の基準について	1
・「退院調整または情報提供が必要な患者の基準チェックシート」	2
① 既に介護認定を受けている（担当ケアマネジャーが決まっている）患者	3
② 要介護認定を受けていない（担当ケアマネジャーが決まっていない）患者	4
(2) ルールの流れⅠ：「 <u>既に要介護認定を受けている（担当ケアマネジャーが決まっている）</u> 」場合	5
① 入院の連絡（病院 → 担当ケアマネジャー）	5
② 入院時の情報提供（担当ケアマネジャー → 病院）	6
③ 病院と担当ケアマネジャーの情報交換	6
④ 退院の連絡について	6
(3) ルールの流れⅡ：「 <u>要介護認定を受けていない（ケアマネジャーが決まっていない）</u> 」場合	7
① 介護保険利用に向けた相談（病院 → 地域包括支援センター）	7
② 介護保険申請等の支援	7
③ 病院と地域包括支援センターの情報交換について	8
④ 退院の連絡について（病院 → 地域包括支援センター）	8
(4) 入院患者の介護認定の有無等が分からない場合	8
(5) 個人情報の取り扱いについて	9
4. 関係機関連絡先	
(1) 病院担当窓口一覧	10
(2) 南和地域関係機関一覧	12
地域包括支援センター一覧	14
5. 様式	
(1) 入院時情報提供書	16
(2) 退院調整情報共有書	18
6. 資料	
(1) 参考：連携に関わる診療報酬・介護報酬一覧（平成30年度）	20
(2) ・障害高齢者の日常生活自立度（ねたきり度）判定基準	21
・認知症高齢者の日常生活自立度判定基準	21
(3) 介護保険サービス等利用手続き	22
7. 奈良県内の入退院調整ルールにおける取り扱い方針	23
8. 連携でうまくいった点・今後の課題	24

1. 目的

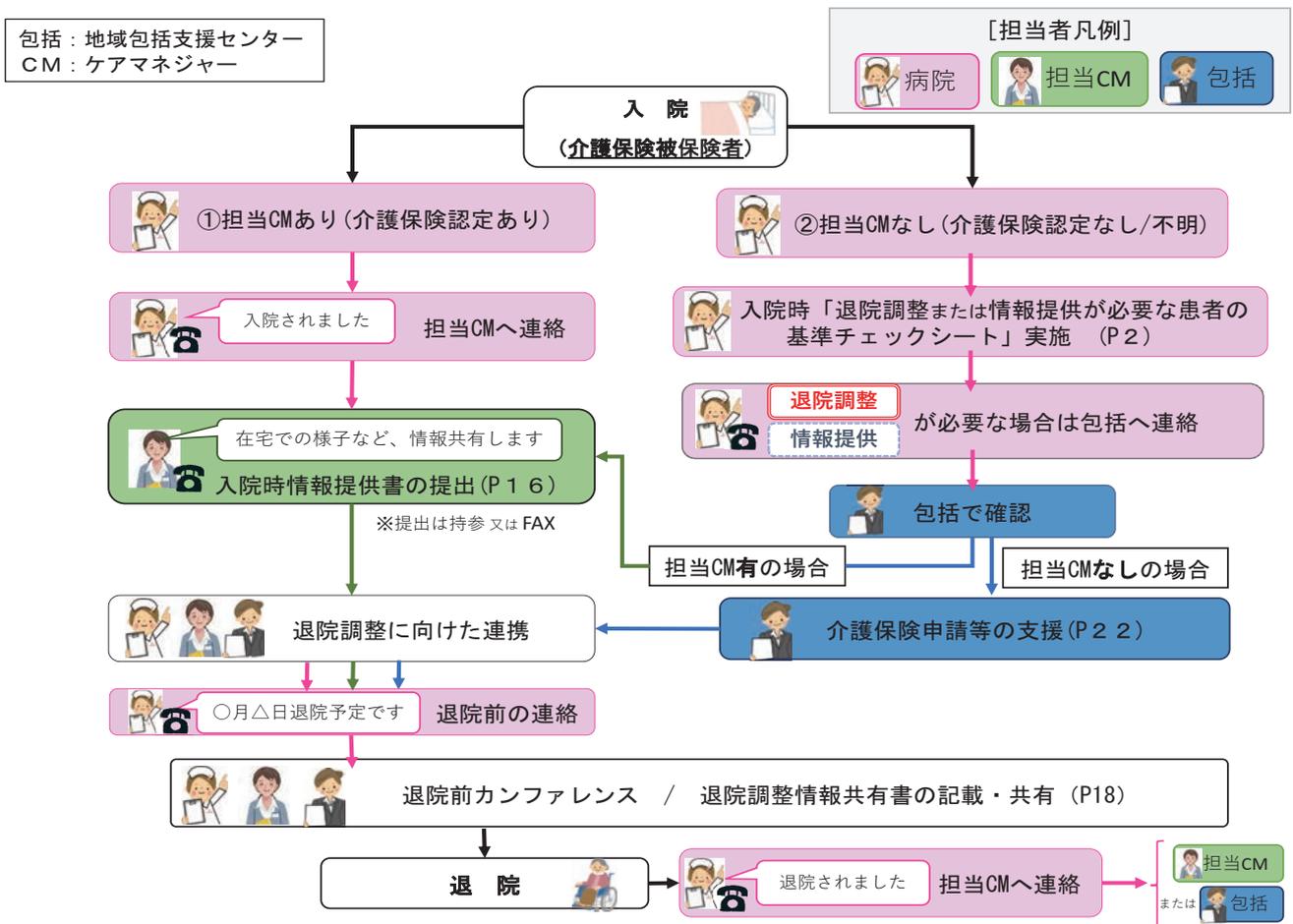
医療と介護が連携を図ることにより、病院から地域へシームレスな在宅移行ができ、介護が必要な方が、安心して病院への入退院と在宅療養ができる環境づくりを目的に、入退院連携マニュアルを策定する。(このマニュアルは、病院とケアマネジャー間の入退院調整ルールを記載したものである。)

2. 対象 (平成31年2月現在)

- ・南和地域12市町村 (五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村) の病院 (5カ所)
- ・市町村担当課および地域包括支援センター (12カ所)、小規模多機能型居宅介護事業所 (2カ所) 居宅介護支援事業所 (46カ所)

3. 入退院調整ルール

*概要 (フロー図)



(1) 退院調整が必要な患者の基準

- ・介護保険の被保険者 (1号被保険者 (65歳以上) または2号被保険者 (40~64歳の医療保険加入者)) のうち、介護が必要な状態にある患者。 (詳細はP22参照)
- ・病院担当者は、次ページの「退院調整または情報提供が必要な患者の基準チェックシート」に該当していることを確認し、ルールに沿って居宅介護支援事業所・地域包括支援センターへ連絡し、円滑な退院調整に向けて連携する。

※下記の項目に該当する患者は、退院調整ルールから除外する

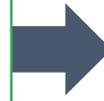
- ・白内障等の短期入院や検査入院等 (概ね1週間以内) で、状態変化がない場合
- ・化学療法を目的として入退院を繰り返しているケースで、状態変化がない場合

退院調整または情報提供が必要な患者の基準チェックシート

■ 白内障等の短期入院や検査入院等(概ね1週間以内)で、状態が変化しない場合はこの対象から除外(連絡不要)

① 既に介護認定を受けている(担当ケアマネジャーが決まっている)患者

入院前からケアマネジャー、地域包括支援センターと契約している患者は、**要介護、要支援に関係なく引き継ぐ**



担当ケアマネジャーへ連絡

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業所 等

② まだ要介護認定を受けていない

または、認定を受けているが、担当ケアマネジャーが決まっていない患者

退院調整

ADL・IADLの低下があり支援が必要

- 階段昇降が困難、5m程度の歩行が困難
- 排泄、立ち上がり、歩行に介助(杖(一本杖除く)や車いす等の使用含む)が必要
- 着脱、入浴、保清(口腔ケア)に 介助が必要
- 嚥下・咀嚼機能の低下
- 食事(調理含む)や水分に制限・介助が必要
- 日常生活に支障をきたすような症状がある認知症(高次脳機能障害含む)
- ★住環境整備(住宅等の改修、福祉用具の準備)が必要
- ★退院時に車いすやストレッチャーが必要(自家用車で帰れない)

在宅での介護に支援が必要

- 独居か介護力が低い状態(現在の家庭環境(介護力)では、在宅で生活ができない)
(例:高齢者世帯、介護者が認知症、日中独居、調理できない、買い物ができない 等)

医療処置等が追加され支援が必要

ADLは自立でも、今回の入院で新たに以下の医療処置等が追加され在宅でも継続

- 在宅酸素 気管切開 吸引 胃ろう(経管栄養)
- 中心静脈栄養(ポート含む) ★がん末期で在宅を希望 服薬管理が出来ない
- ★訪問看護を新たに導入・調整の必要がある じよく瘡(部位:)

その他

- 同一疾患により、1ヶ月以内に再入院をした

「★」・・・サービス調整に時間を要するので**早めに連絡が欲しい項目**

情報提供

介護力に不安がある

- 介護保険について相談したい
- 高齢者世帯(老老介護) 介護者が認知症 家族(キーパーソン等)が遠方・疎遠
- 独居(日中のみ独居も含む) 本人(家族/主介護者等)が身体・精神・知的障害等

以下の医療処置等が追加され、在宅生活に不安がある

- カテーテル(膀胱留置・導尿) ストーマ 透析 摘便・浣腸
- インスリン注射(血糖測定)を本人・家族が実施することに不安がある(介助が必要)
- その他の医療処置導入に関する不安がある()

◆入院後1~2週間時点で、「在宅への退院ができそう」と判断する基準

1. 病状がある程度安定した状態である
2. 在宅での生活が可能そうである(病院での治療に目途が立った状態)



入院期間が**2週間程度**の場合、**入院1週目で判断**
入院期間が**3週間程度**の場合、**入院2週目で判断**

(参考)重症度、医療・看護必要度に係る評価票「A項目」がなくなる頃が目安

南和地域における入退院調整連携マニュアル (2019.2)

地域包括支援センターへ連絡

1項目でも当てはまれば

(参考) 重症度、医療・看護必要度に係る評価票

A モニタリング及び処置等		0点	1点	2点
1	創傷処置 (①創傷の処置(褥瘡の処置を除く)、②褥瘡の処置)	なし	あり	—
2	呼吸ケア(喀痰吸引のみの場合を除く)	なし	あり	—
3	点滴ライン同時3本以上の管理	なし	あり	—
4	心電図モニター管理	なし	あり	—
5	シリンジポンプ管理	なし	あり	—
6	輸血や血液製剤管理	なし	あり	—
7	専門的な治療・処置 (①抗悪性腫瘍剤の使用(注射剤のみ)、 ②抗悪性腫瘍剤の内服管理、 ③麻薬の使用(注射剤のみ)、 ④麻薬の内服、貼付、坐剤管理、 ⑤放射線治療、⑥免疫抑制剤管理、 ⑦昇圧剤の使用(注射剤のみ)、 ⑧抗不整脈剤の使用(注射剤のみ)、 ⑨抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用、 ⑩ドレナージ管理、⑪無菌治療室での治療)	なし	—	あり
8	救急搬送後の入院(2日間)	なし	—	あり

B 患者の状況等		0点	1点	2点
9	寝返り	できる	何かにつかまればできる	できない
10	移乗	介助なし	一部介助	全介助
11	口腔清潔	介助なし	介助あり	—
12	食事摂取	介助なし	一部介助	全介助
13	衣服の着脱	介助なし	一部介助	全介助
14	診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ	—
15	危険行動	ない	—	ある

(出典) 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 (厚生労働省 平成28年度診療報酬改定の概要より)

① 既に介護認定を受けている(担当ケアマネジャーが決まっている)患者

① 既に介護認定を受けている(担当ケアマネジャーが決まっている)患者

入院前からケアマネジャー、
地域包括支援センターと
契約している患者は、
要介護、要支援に関係なく引き継ぐ

➡

担当ケアマネジャーへ連絡
・地域包括支援センター
・居宅介護支援事業所 等

・既に介護認定を受けており、担当ケアマネジャーが決まっている患者が入院した場合、病院担当者は要介護・要支援に関係なく担当ケアマネジャーへ連絡し退院調整に向けて連携する。

＜ 連携の合言葉 ＞

ルールの連絡をするときは・・・「**退院調整ルールの連絡です!**」から始めましょう!

病院担当者

退院調整ルールの連絡です! □□病院△△病棟に○○さんが入院されました。退院に向けてよろしくお願ひします。

担当ケアマネジャーなど

退院調整ルールの連絡ですね。ご連絡ありがとうございます。在宅での様子など情報共有します。退院に向けて調整等進めますので、引き続き連携をよろしくお願ひします!

② 要介護認定を受けていない（担当ケアマネジャーが決まっていない）患者

退院調整が必要

退
院
調
整

ADL・IADLの低下があり支援が必要

- 階段昇降が困難、5m程度の歩行が困難
- 排泄、立ち上がり、歩行に介助（杖（一本杖除く）や車いす等の使用含む）が必要
- 着脱、入浴、保清（口腔ケア）に 介助が必要
- 嚥下・咀嚼機能の低下
- 食事（調理含む）や水分に制限・介助が必要
- 日常生活に支障をきたすような症状がある認知症（高次脳機能障害含む）
- ★住環境整備（住宅等の改修、福祉用具の準備）が必要
- ★退院時に車いすやストレッチャーが必要（自家用車で帰れない）

在宅での介護に支援が必要

- 独居か介護力が低い状態（現在の家庭環境（介護力）では、在宅で生活ができない）
（例：高齢者世帯、介護者が認知症、日中独居、調理できない、買い物ができない 等）

医療処置等が追加され支援が必要

ADLは自立でも、今回の入院で新たに以下の医療処置等が追加され在宅でも継続

- 在宅酸素 気管切開 吸引 胃ろう（経管栄養）
- 中心静脈栄養（ポート含む） ★がん末期で在宅を希望 服薬管理が出来ない
- ★訪問看護を新たに導入・調整の必要がある じよく瘡（部位：_____）

その他

- 同一疾患により、1ヶ月以内に再入院をした

○退院調整が必要な場合・・・病院担当者は地域包括支援センターへ連絡し、退院調整を行う。
例）要介護認定を受けていない、または担当ケアマネジャーが決まっておらず、「退院調整が必要な患者の基準チェックシート（P2）」に該当する患者。

情報提供を行う

情
報
提
供

介護力に不安がある

- 介護保険について相談したい
- 高齢者世帯（老老介護） 介護者が認知症 家族（キーパーソン等）が遠方・疎遠
- 独居（日中のみ独居も含む） 本人（家族/主介護者等）が身体・精神・知的障害等

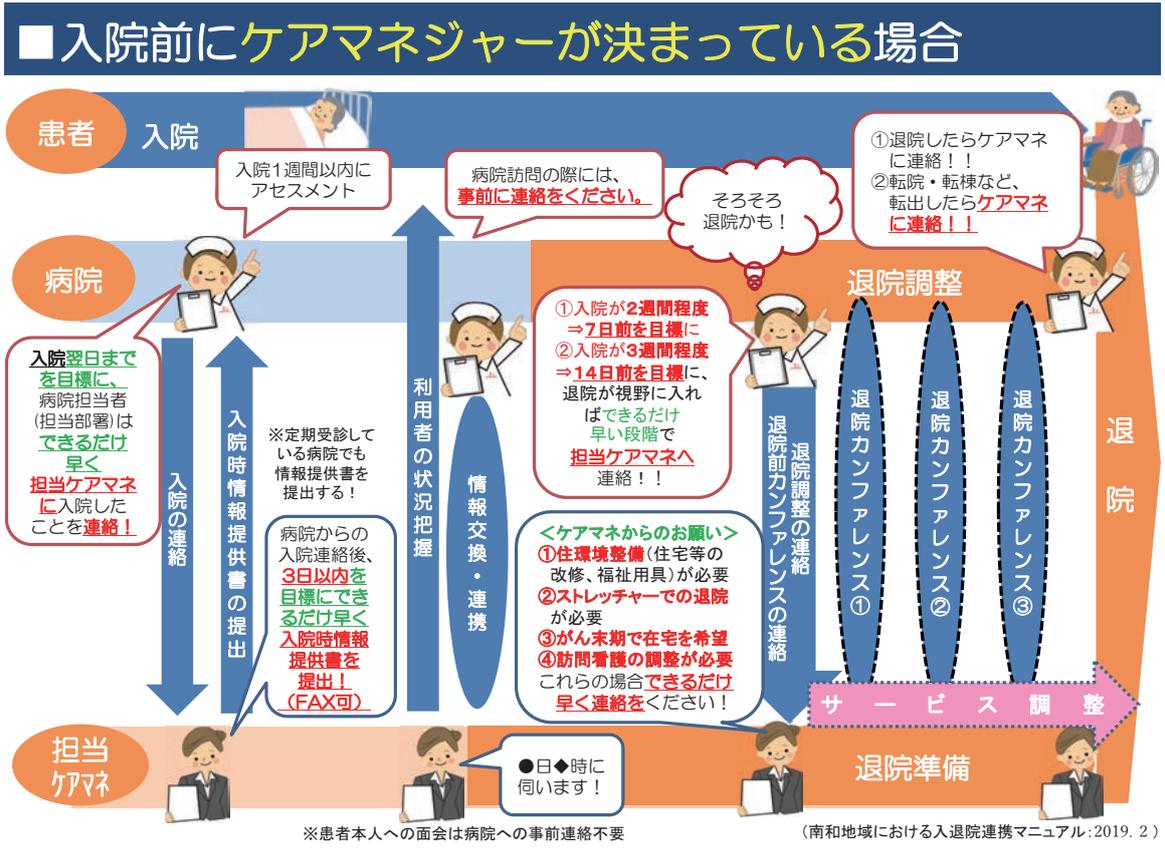
以下の医療処置等が追加され、在宅生活に不安がある

- カテーテル（膀胱留置・導尿） ストーマ 透析 摘便・浣腸
- インスリン注射（血糖測定）を本人・家族が実施することに不安がある（介助が必要）
- その他の医療処置導入に関する不安がある（_____）

○情報提供を行う場合・・・病院担当者は地域包括支援センターへ情報提供し、必要に応じて退院調整を行う。

例）高齢者のみの世帯（老老介護）、主介護者が認知症である場合、独居（日中のみ独居も含む）など、今のところ在宅での介護は何とかなっているが、介護力に不安がある場合。
・今回の入院により新たに医療処置（膀胱留置カテーテル、自己導尿、人工肛門、膀胱ろう、経管栄養、インスリン自己注射、自己血糖測定等）が追加されたが、在宅で患者または介護者が医療処置等を実施することに不安がある場合。
※その他、介護保険制度に関する相談や、介護保険の利用について本人・家族の希望がある場合、また病院担当者として介護サービス利用の必要があると考えるが本人または家族がサービス利用を拒否している場合についても、本人の同意を確認の上、地域包括支援センターへ連絡する。

(2) ルールの流れ I



①入院の連絡 (病院 → 担当ケアマネジャー)

- ・病院担当者は、入院患者が介護保険を利用している場合、患者や家族に担当ケアマネジャーを確認のうえ、入院翌日までを目標にできるだけ早く担当ケアマネジャーへ入院したことを連絡する。
※在宅で介護サービスを利用している場合、入院により介護サービスを直ちに停止する必要があるため。
- ・担当ケアマネジャーがわからない場合は、「(4) 入院患者の介護認定の有無等がわからない場合 (P8)」を参照する。
- ・病院担当者が担当ケアマネジャーを把握しやすいように、担当ケアマネジャーは日頃より下記のような工夫に努める。

工夫例

- ・診察券や医療保険証等と一緒に担当ケアマネジャーの名刺をいれておく。
- ・利用者に、入院した場合には、病院に必ずケアマネジャーの連絡先を伝えて欲しいとお願いする。
- ・本人、家族に日頃から入院したら連絡してもらおうよう伝えておく。
- ・日頃より、デイサービスや訪問看護などと連携し、情報共有する。

スムーズな退院調整のためのワンポイント



突然の入院に備えて・・・「入院時あんしんセット」を準備しよう！

- ① 医療保険証 ② 介護保険証・介護保険負担割合証 ③ 担当ケアマネジャーの名刺
④ かかりつけ医療機関の診察券 ⑤ おくすり手帳 ⑥ 限度額認定証





②入院時の情報提供 (担当ケアマネジャー → 病院)

- ・担当ケアマネジャーは、担当する利用者の入院を把握した場合は、3日以内を目標にできるだけ早く「入院時情報提供書」(P16)を病院担当者(P10:病院担当窓口一覧)に情報提供する。(外来に定期受診している病院に入院した場合でも「入院時情報提供書」を提出する)

*病院では、患者の入院後1週間程度で退院に向けてのアセスメント(評価)を行うため、1週間以内に在宅での情報が必要になるため。

- ・FAXの場合：病院窓口へFAXする旨電話連絡のこと(個人情報~~は~~消しておく)。必ず受け取りの確認を行い、個人情報を口頭で伝える。
 - ・持参する場合：事前に病院窓口へ訪問日時を伝える。
- ※このほか、退院前カンファレンスの開催、カンファレンスへの薬剤師参加の希望、リハビリ職による退院前の家屋評価のための訪問などに同行、などの希望がある場合には、情報提供書への記載だけでなく、口頭でも伝えるようにする。

③病院と担当ケアマネジャーの情報交換

- ・担当ケアマネジャーが、入院中に病院と情報交換を行う場合は、事前に病院担当者へ連絡のうえ、訪問することが望ましい。
- ・担当ケアマネジャーは、病院担当者と連携を図りながら、入院中の利用者の状況把握に努める。



④退院の連絡について (病院 → 担当ケアマネジャー)

- ・病院担当者は、入院期間が2週間以上の場合には患者が退院する7日以上前を目標に、入院期間が3週間以上の場合には患者が退院する14日以上前を目標に、できるだけ早い段階で担当ケアマネジャーに退院調整開始について連絡する。
- *患者の状態や要望を反映した介護保険のサービス調整には、少なくとも7日は必要なため。
- ※病院担当者は、ケアマネジャーが、リハビリ職等が行う自宅等への訪問の同行を希望している場合は、ケアマネジャーへ連絡し可能な限り同行できるよう調整を行う。

<ケアマネからのお願い>

*以下の場合、その状況を把握されたらできるだけ早く連絡してください。

- ・住環境整備(住宅等の改修、福祉用具の準備)が必要な場合
- ・ストレッチャーでの退院が必要な場合
- ・がん末期で在宅を希望される場合
- ・訪問看護の調整が必要な場合
(既に訪問看護サービスを利用している方も、調整が必要な場合には連絡して下さい)
- ・急に退院日が決まった、退院となった場合

円滑な在宅生活復帰に向け、ご協力をお願いします!



- ・病院担当者は、患者の退院が決まった際、ケアマネジャーと双方で、十分に退院カンファレンスの必要性を確認し合いながら、調整を行う。
- ・担当ケアマネジャーは、病院担当者から連絡を受け、退院カンファレンスや病院担当者と情報交換を行う際、「退院調整情報共有書」(P18)を活用し、入院中の利用者の情報把握に努める。また、担当ケアマネジャーは、ケアプラン作成と併せて、病院が行う退院準備を可能な限り支援する。(家族の心理的支援等)
- ・退院カンファレンスで、かかりつけ医・次回受診日を確認しておく。
- ・病院担当者は、退院時にケアマネジャーに連絡する。また、転院(施設等への入所も含む)の場合も同様にケアマネジャーに連絡する。

③病院と地域包括支援センターの情報交換について

- ・地域包括支援センターが、入院中に病院と情報交換を行う場合、事前に病院担当者へ連絡のうえ訪問することが望ましい。
- ・地域包括支援センターは、病院担当者と連携を図りながら、入院中の患者の状況把握に努める。



④退院の連絡について（病院 → 地域包括支援センター）

- ・病院担当者は、入院期間が2週間以上の場合には**患者が退院する7日以上前**を目標に、入院期間が3週間以上の場合には**患者が退院する14日以上前**を目標に、できるだけ早い段階で担当者（地域包括支援センターまたは、担当ケアマネジャーが決まった場合には担当ケアマネジャー）に退院調整開始について連絡する。

*患者の状態や要望を反映した介護保険サービス調整には少なくとも7日は必要な為。

<ケアマネからのお願い>

*以下の場合、その状況を把握されただけできるだけ早く連絡してください。

- ・住環境整備（住宅等の改修、福祉用具の準備）が必要な場合
- ・ストレッチャーでの退院が必要な場合
- ・がん末期で在宅を希望される場合
- ・訪問看護の調整が必要な場合
(既に訪問看護サービスを利用している方も、調整が必要な場合には連絡して下さい)
- ・急に退院日が決まった、退院となった場合

円滑な在宅生活復帰に向け、ご協力をお願いします！



- ・病院担当者は、患者の退院が決まった際、ケアマネジャーと双方で、十分に退院カンファレンスの必要性を確認し合いながら、調整を行う。
- ・担当者（地域包括支援センター等）は、病院担当者から連絡を受け、退院カンファレンスや病院担当者との情報交換を行う際、「退院調整情報共有書」（P18）を活用し、入院中の利用者の情報把握に努める。また、担当ケアマネジャーは、ケアプラン作成と併せて、病院が行う退院準備を可能な限り支援する。（家族の心理的支援等）
- ・退院カンファレンスで、**かかりつけ医・次回受診日を確認**しておく。
*介護認定で要介護と見込まれる場合、地域包括支援センターは患者・家族の意向を確認のうえ、居宅介護支援事業所と連携し、支援を行う。
- ・病院担当者は、**退院時にケアマネジャーに連絡**する。また、**転院**（施設等への入所も含む）の場合も同様に**ケアマネジャーに連絡**する。



(4) 入院患者の介護認定の有無等が分からない場合（病院 → 地域包括支援センター）

- ・病院担当者は、患者や家族に確認しても入院患者の介護保険の利用が分からず、介護保険の利用が必要とされる場合は、地域包括支援センター（P14）へ問い合わせる。
- ・地域包括支援センターは、病院から電話で問い合わせがあった場合は、適切に情報交換を行う。

※・地域包括支援センターでは個人情報保護の観点から電話での問い合わせについて、原則として回答しません。

- ・ただし回答が必要な場合には、電話いただいた担当者の所属と氏名を確認の上、一旦電話を切り、折り返しての連絡となります。

ご理解ご協力をお願いします！



*退院調整または情報提供が必要な患者の基準チェックシートに基づく

「情報提供」への地域包括支援センターの対応について*

「介護力に不安がある」「医療処置等が追加され在宅での生活に不安がある」に該当する場合にも、病院担当者より地域包括支援センターへ連絡いただきますが、全てのケースにおいて直ちに対応するものではありません。

このマニュアルは「病院から地域へシームレスな在宅移行ができ、介護が必要な方が、安心して病院への入退院と在宅療養ができる環境づくり」を目的として作成しています。介護保険サービス利用の必要はないが何らかの支援が必要、という場合には個別での検討が必要になりますので、ルールとは切り離し、個別事例としてご相談ください。

(5) 個人情報の取り扱いについて

- ・医療介護の連携で必要な情報提供については、病院は、患者に対して院内掲示等で利用目的の周知を図る。
- ・地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等は、利用者との契約時に個人情報の使用について包括同意をとるなど適切な取り扱いを行う。
- ・医療機関や入所施設等から医療情報等を取得及び提供する必要があることを同意書に記載しておく(下記例示参照)。

居宅介護支援計画における個人情報使用同意書

例示

私（利用者）及びその家族（主介護者等の氏名、連絡先を含む）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

事業者が、介護保険法及び関連の法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

また、在宅の介護サービス調整のために、必要な医療情報等を医療機関や入所施設等から取得または提供する必要がある場合。

2. 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、1に記載する目的に範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3. 個人情報の内容

- ・氏名、住所、健康状態、家族状況その他一切の利用者や家族個人及び主介護者等に関する情報
- ・認定調査票（概況調査・基本調査・特記事項）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・在宅で療養するあるいは在宅で療養する予定がある場合に、在宅医療・介護サービスを提供する事業所として、生命や身体の安全や健康維持のために知っておくべき医療情報等
- ・その他の情報

4. 使用する期間 契約日 ～ 契約満了日

年 月 日

居宅介護事業者 ●●● 様

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代筆者 氏名 _____ 印

家族の代表 住所 _____

氏名 _____ 印

4. 関係機関連絡先 (1) 病院担当窓口一覧

既に要介護認定受けている(担当ケアマネジャーが決まっている)場合					
①ケアマネジャーからの入院情報提供書の提出について					②ケアマネジャーへの入院連絡について
手渡しの場合 ※要事前連絡。当日は身分証着用	FAX・郵送の場合				
	平日	土曜日	日曜・祝日		
南 奈良和総合医療センター 南和広域医療企業団	<平日> 入院している病棟 8:30～17:00 TEL 0747-54-5000(代表) <土・日・祝日> *各入院病棟へ連絡の上、ご持参下さい。 *休日体制のため、質問や各種手続き等は緊急の場合を除き対応は困難 TEL 0747-54-5000(代表)	・部署:地域医療連携室 FAX 0747-54-5074(直通) ・FAX受け取り確認可能な時間帯 8:30～17:15 FAX受信は24時間可能 TEL 0747-54-5072(地域医療連携室直通)	・部署:地域医療連携室 FAX 0747-54-5074(直通) ・FAX受け取り確認可能な時間帯 平日のみ ・FAX受信可能な時間帯 FAX受信は24時間可能	・部署:地域医療連携室 FAX 0747-54-5074(直通) ・FAX受け取り確認可能な時間帯 平日のみ ・FAX受信可能な時間帯 FAX受信は24時間可能	・入院病棟看護師 ・地域医療連携室 看護師 ・地域医療連携室 MSW
南和広域医療企業団 五條病院	<平日> 入院している病棟 8:30～17:00 TEL 0747-22-1112(代表) <土・日・祝日> *各入院病棟へ連絡の上、ご持参下さい。 *休日体制のため、質問や各種手続き等は緊急の場合を除き対応は困難 TEL 0747-22-1112(代表)	・部署:地域医療連携室 FAX 0747-24-5021(直通) ・FAX受け取り確認可能な時間帯 8:30～17:15 FAX受信は24時間可能 TEL 0747-22-1112(代表) (代表→地域医療連携室へ)	・部署:地域医療連携室 FAX 0747-24-5021(直通) ・FAX受け取り確認可能な時間帯 平日のみ ・FAX受信可能な時間帯 FAX受信は24時間可能	・部署:地域医療連携室 FAX 0747-24-5021(直通) ・FAX受け取り確認可能な時間帯 平日のみ ・FAX受信可能な時間帯 FAX受信は24時間可能	・入院病棟看護師 ・地域医療連携室 看護師 ・地域医療連携室 MSW
南和広域医療企業団 吉野病院	<平日> 入院している病棟 8:30～17:00 TEL 0746-32-4321(代表) <土・日・祝日> *各入院病棟へ連絡の上、ご持参下さい。 *休日体制のため、質問や各種手続き等は緊急の場合を除き対応は困難 TEL 0746-32-4321(代表)	・部署:地域医療連携室 FAX 0746-32-5512(代表) ・FAX受け取り確認可能な時間帯 8:30～17:15 FAX受信は24時間可能 TEL 0746-32-4321(代表) (代表→地域医療連携室へ)	・部署:地域医療連携室 FAX 0746-32-5512(代表) ・FAX受け取り確認可能な時間帯 平日のみ ・FAX受信可能な時間帯 FAX受信は24時間可能	・部署:地域医療連携室 FAX 0746-32-5512(代表) ・FAX受け取り確認可能な時間帯 平日のみ ・FAX受信可能な時間帯 FAX受信は24時間可能	・入院病棟看護師 ・地域医療連携室 看護師 ・地域医療連携室 MSW
医療法人弘仁会 南和病院	<平日> 地域連携室 8:45～17:00 TEL 0747-54-5800(代表) <土・日・祝日> *各入院病棟へ連絡の上、ご持参下さい。 *休日体制のため、質問や各種手続き等は緊急の場合を除き対応は困難 TEL 0747-54-5800(代表)	・部署:地域連携室 FAX 0747-54-5700(代表) ・FAX受け取り確認可能な時間帯 8:45～17:00 FAX受信は24時間可能 ※ FAX前に電話連絡ください。 TEL 0747-54-5802(地域連携室直通)	・部署:地域連携室 FAX 0747-54-5700(代表) ・FAX受け取り確認可能な時間帯 平日のみ ・FAX受信可能な時間帯 FAX受信は24時間可能 ※ FAX前の電話連絡は不要です。	・部署:地域連携室 FAX 0747-54-5700(代表) ・FAX受け取り確認可能な時間帯 平日のみ ・FAX受信可能な時間帯 FAX受信は24時間可能 ※ FAX前の電話連絡は不要です。	・地域連携室
医療法人八甲会 瀬田病院	<平日・土日祝とも> 2階病棟詰所 対応可能時間(平日 9:00～17:00) 対応可能時間(土日祝 9:00～17:00) TEL 0746-32-3381(病院事務所) または TEL 0746-32-3202(2階病棟詰所)	・部署:事務所窓口 FAX:0746-32-1210 ※ FAX前に電話連絡ください。 TEL 0746-32-3381(病院事務所) ・FAX受け取り確認可能な時間帯 8:30～17:30 ・FAX受信可能な時間帯 ※FAX受信は24時間可能	・部署:事務所窓口 FAX:0746-32-1210 ※ FAX前に電話連絡ください。 TEL 0746-32-3381(病院事務所) ・FAX受け取り確認可能な時間帯 8:30～17:30 ・FAX受信可能な時間帯 ※FAX受信は24時間可能	・部署:2階病棟詰所 FAX:0746-32-1210 ※ FAX前に電話連絡ください。 TEL 0746-32-3202(2階病棟詰所) ・FAX受け取り確認可能な時間帯 9:00～17:00 ・FAX受信可能な時間帯 ※FAX受信は24時間可能	施設ケアマネジャー

<注意事項>

- ・入院情報提供書を持参される場合には、事前に該当部署へご連絡をお願いします。
- ・病院へ来られる際には、身分証(名札等)を持参・着用してください。
- ・FAXにて情報送信される場合は、必ず個人の氏名を消し、氏名のイニシャル+居住市町村名のみを記入して送信してください。患者氏名等の個人情報は、電話にてFAX到着の確認を行う際に伝えてください。

例)五條市在住の「吉野 さくら」氏が入院した場合 → 住所:「**五條市**」氏名:「**Y . S**」と記入する。

既に要介護認定を受けている(担当ケアマネジャーが決まっている)場合		入院前に要介護認定を受けていない(ケアマネジャーが決まっていない)場合			
③退院調整の期間(7日以上前(3週間以上の入院時は14日以上前)を目標)を残し、自宅退院の判断について	④ケアマネジャーへの退院連絡について	⑤ケアマネジャーとの面談の主体者	⑥介護保険についての説明(介護保険利用意向の確認、介護保険の申請)について	⑦介護保険申請対象者等の地域包括支援センターへの連絡について	⑧地域包括支援センターへ退院日連絡について
<ul style="list-style-type: none"> 退院許可は主治医判断 急性期治療が終了して退院許可がでてから、五條・吉野病院へ転院後、在宅調整を行う場合あり 	<ul style="list-style-type: none"> 入院病棟看護師 地域医療連携室 看護師 MSW 	<ul style="list-style-type: none"> 入院病棟看護師 地域医療連携室 看護師 MSW 	<ul style="list-style-type: none"> 入院病棟看護師 地域医療連携室 看護師 MSW 	<ul style="list-style-type: none"> 入院病棟看護師 地域医療連携室 看護師 MSW 	<ul style="list-style-type: none"> 入院病棟看護師 地域医療連携室 看護師 MSW
<ul style="list-style-type: none"> 退院許可は主治医判断 	<ul style="list-style-type: none"> 入院病棟看護師 地域医療連携室 看護師 MSW 	<ul style="list-style-type: none"> 入院病棟看護師 地域医療連携室 看護師 MSW 	<ul style="list-style-type: none"> 入院病棟看護師 地域医療連携室 看護師 MSW 	<ul style="list-style-type: none"> 入院病棟看護師 地域医療連携室 看護師 MSW 	<ul style="list-style-type: none"> 入院病棟看護師 地域医療連携室 看護師 MSW
<ul style="list-style-type: none"> 退院許可は主治医判断 	<ul style="list-style-type: none"> 入院病棟看護師 地域医療連携室 看護師 MSW 	<ul style="list-style-type: none"> 入院病棟看護師 地域医療連携室 看護師 MSW 	<ul style="list-style-type: none"> 入院病棟看護師 地域医療連携室 看護師 MSW 	<ul style="list-style-type: none"> 入院病棟看護師 地域医療連携室 看護師 MSW 	<ul style="list-style-type: none"> 入院病棟看護師 地域医療連携室 看護師 MSW
<ul style="list-style-type: none"> 退院許可は主治医判断 	<ul style="list-style-type: none"> 地域連携室 	<ul style="list-style-type: none"> 地域連携室 	<ul style="list-style-type: none"> 地域連携室 	<ul style="list-style-type: none"> 地域連携室 	<ul style="list-style-type: none"> 地域連携室
<ul style="list-style-type: none"> 退院許可は主治医判断 退院許可が出てからPTが家屋調査に訪問し、住宅改修や福祉用具の利用を検討するため20~30日以上前になります。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設ケアマネジャー 	<ul style="list-style-type: none"> 施設ケアマネジャー 	<ul style="list-style-type: none"> 施設ケアマネジャー 	<ul style="list-style-type: none"> 施設ケアマネジャー 	<ul style="list-style-type: none"> 施設ケアマネジャー

(2) 南和地域 関係機関一覧 (平成31年1月現在)

(病院)					
所在地	担当課名	郵便番号	所在地	電話番号	
1 大淀町	南和広域医療企業団 南奈良総合医療センター	638-8551	奈良県吉野郡大淀町大字福神8-1	0747-54-5000	
2 五條市	南和広域医療企業団 五條病院	637-8511	奈良県五條市野原西5-2-59	0747-22-1112	
3 吉野町	南和広域医療企業団 吉野病院	639-3114	奈良県吉野郡吉野町大字丹治130-1	0746-32-4321	
4 大淀町	医療法人弘仁会 南和病院	638-0833	奈良県吉野郡大淀町大字福神1-181	0747-54-5800	
5 吉野町	医療法人八甲会 潮田病院	639-3111	奈良県吉野郡吉野町上市2135	0746-32-3381	

(市町村介護保険担当課)					
所在地	担当課名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
1 五條市	介護福祉課	637-8501	奈良県五條市本町1-1-1	0747-22-4001	0747-25-0294
2 吉野町	長寿福祉課	639-3114	奈良県吉野郡吉野町大字丹治130-1健やか1番館3階	0746-32-8856	0746-32-4690
3 大淀町	長寿介護課	638-8501	奈良県吉野郡大淀町桧垣本2090	0747-52-5501	0747-52-4310
4 下市町	健康福祉課	638-8510	奈良県吉野郡下市町大字下市1960	0747-52-0001	0747-54-5055
5 黒滝村	保健福祉課	638-0292	奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸77番地	0747-62-2031	0747-62-2569
6 天川村	健康福祉課	638-0322	奈良県吉野郡天川村南日裏200	0747-63-9110	0747-63-9111
7 野迫川村	住民課	648-0305	奈良県吉野郡野迫川村大字北股84番地	0747-37-2101	0747-37-2107
8 十津川村	福祉事務所	637-1333	奈良県吉野郡十津川村大字小原225番地の1	0746-62-0901	0746-62-0580
9 下北山村	保健福祉課	639-3802	奈良県吉野郡下北山村大字浦向375番地	07468-6-0015	07468-6-0017
10 上北山村	保健福祉課	639-3701	奈良県吉野郡上北山村大字河合381番地	07468-3-0380	07468-2-0209
11 川上村	住民福祉課	639-3594	奈良県吉野郡川上村大字迫1335番地の7	0746-52-0111	0746-52-0345
12 東吉野村	住民福祉課	633-2492	奈良県吉野郡東吉野村大字小川99番地	0746-42-0441	0746-42-1255

(地域包括支援センター)					
所在地	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
1 五條市	五條市地域包括支援センター	637-0036	奈良県五條市野原西6-1-18	0747-25-2640 0747-26-1166	0747-25-2630
2 吉野町	吉野町地域包括支援センター	639-3114	奈良県吉野郡吉野町大字丹治130-1 健やか1番館3階	0746-32-8856	0746-32-4690
3 大淀町	大淀町地域包括支援センター	638-8501	奈良県吉野郡大淀町桧垣本2090 (大淀町役場内)	0747-52-7760	0747-52-7770
4 下市町	下市町地域包括支援センター	638-8510	奈良県吉野郡下市町大字下市1960	0747-68-9065	0747-52-0007
5 黒滝村	黒滝村地域包括支援センター	638-0292	奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸187番地の2	0747-62-2850	0747-62-2270
6 天川村	天川村地域包括支援センター	638-0322	奈良県吉野郡天川村南日裏200	0747-63-9110	0747-63-9111
7 野迫川村	野迫川村地域包括支援センター	648-0305	奈良県吉野郡野迫川村大字北股38番地	0747-37-2941	0747-37-2940
8 十津川村	十津川村地域包括支援センター	637-1333	奈良県吉野郡十津川村大字小原225番地の1	0746-62-0901	0746-62-0580
9 下北山村	下北山村地域包括支援センター	639-3802	奈良県吉野郡下北山村大字浦向373番地	07468-6-9007	07468-6-9008
10 上北山村	上北山村地域包括支援センター	639-3701	奈良県吉野郡上北山村大字河合381番地	07468-3-0380	07468-2-0209
11 川上村	川上村地域包括支援センター	639-3594	奈良県吉野郡川上村大字迫1335番地の7	0746-52-0111	0746-52-0345
12 東吉野村	東吉野村地域包括支援センター	633-2492	奈良県吉野郡東吉野村大字小川99番地	0746-42-0441	0746-42-1255

(小規模多機能型居宅介護)					
所在地	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
1 五條市	小規模多機能ホームはるすの湯	637-0230	奈良県五條市西吉野町城戸430	0747-33-0170	0747-33-0222
2 東吉野村	あいの家多機能ホーム	633-2311	奈良県吉野郡東吉野村木津81-1	0746-44-9900	0746-44-0107

(居宅介護支援)						
所在地	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	
1	五條市	介護老人保健施設ローズ	637-0071	奈良県五條市二見5-3-64	0747-22-5200	0747-22-5201
2	五條市	五條市社会福祉協議会	637-0043	奈良県五條市新町3-3-2	0747-24-4152	0747-24-4153
3	五條市	在宅支援事業所水輪(ケアプランセンター水面)	637-0036	奈良県五條市野原西3-3-41	0747-23-0660	0747-23-1186
4	五條市	MCバル	637-0004	奈良県五條市今井4-5-37	0747-25-2941	0747-25-3789
5	五條市	ワースリビング	637-0014	奈良県五條市住川町331-1	0747-24-3033	0747-24-3036
6	五條市	三寿福祉会友語苑	637-0014	奈良県五條市住川町1426	0747-26-1515	0747-23-0101
7	五條市	居宅介護支援事業所すざさき	637-0082	奈良県五條市中之町1771-33	0747-24-0003	0747-24-0005
8	五條市	福寿ケアサービス	637-0002	奈良県五條市三在町392-1	0747-22-2337	0747-22-2800
9	五條市	西吉野・大塔居宅介護支援事業所	637-0230	奈良県五條市西吉野町城戸122-1	0747-33-0062	0747-33-9220
10	五條市	田園介護サービス	637-0093	奈良県五條市田園4-35-4	0747-24-2502	0747-24-2502
11	五條市	Careステーション雅	637-0092	奈良県五條市岡町1748	0747-22-8358	0747-22-8368
12	五條市	ウェルネスケア	637-0071	奈良県五條市二見3-5-17	0747-22-8711	0747-22-8721
13	五條市	花うさぎ福祉サービス(休止中)	637-0071	奈良県五條市二見7-5-44 101号	0747-22-4165	0747-22-4166
14	五條市	はるす・ケアプランサービス	637-0230	奈良県五條市西吉野町城戸430	0747-33-0055	0747-33-0708
15	五條市	ハートランド五條ケアプランセンター	637-0071	奈良県五條市二見5-3-63	0747-26-0005	0747-26-0008
16	五條市	居宅介護支援事業所音和舎彩羽	637-0042	奈良県五條市五條3-1-4	0747-23-0711	0747-23-0811
17	五條市	五條ケアプランセンター	637-0004	奈良県五條市今井4-1-1	0747-24-5500	0747-26-2801
18	五條市	ケアプランセンタージャスミン	637-0036	奈良県五條市野原西6-3-13	0747-24-5555	0747-24-0718
19	吉野町	吉野町社会福祉協議会	639-3114	奈良県吉野郡吉野町丹治130-1	0746-32-1591	0746-32-1569
20	吉野町	はたホームケアサービス	639-3445	奈良県吉野郡吉野町檜井494-1	0746-32-5329	0746-32-5347
21	吉野町	吉野たらちね居宅介護支援事業所	639-3111	奈良県吉野郡吉野町上市2072-1	0746-32-5826	0746-32-1131
22	吉野町	ケアプランとわ	639-3445	奈良県吉野郡吉野町檜井479	0746-32-0048	0746-32-5552
23	吉野町	居宅介護支援事業所柳光	639-3325	奈良県吉野郡吉野町柳1395-1	0746-35-9294	0746-35-9295
24	吉野町	ケアプランセンター心の里	639-3108	奈良県吉野郡吉野町西谷722	0746-32-4939	0746-32-3523
25	吉野町	居宅介護支援事業所さくら苑	639-3445	奈良県吉野郡吉野町檜井605-1	0746-32-8950	0746-32-8901
26	大淀町	大淀町社会福祉協議会	638-0821	奈良県吉野郡大淀町下淵1223	0747-53-0589	0747-54-2888
27	大淀町	南和病院介護支援センター	638-0833	奈良県吉野郡大淀町福神1-181	0747-54-5800	0747-54-5700
28	大淀町	居宅介護支援事業所ふくしま	639-3125	奈良県吉野郡大淀町北野14-6	0746-32-0105	0746-32-2035
29	大淀町	美吉野園居宅介護支援センター	638-0821	奈良県吉野郡大淀町下淵887-2桜が丘コーポ	0747-55-4005	0747-55-9004
30	大淀町	ケアプランセンター吉野のあかり	639-3128	奈良県吉野郡大淀町比曾107-6	0746-34-5500	0746-34-5700
31	下市町	居宅介護支援事業所ふくにし	638-0045	奈良県吉野郡下市町新住155-1	0747-52-9966	0747-52-4964
32	下市町	居宅介護支援事業所けあぼーとはる風	638-0001	奈良県吉野郡下市町阿知賀621-1	0747-54-5530	0747-53-2066
33	下市町	下市町社会福祉協議会	638-0003	奈良県吉野郡下市町善城140-1	0747-54-2107	0747-52-9501
34	下市町	居宅介護支援センターユートピアセグラ	638-0001	奈良県吉野郡下市町阿知賀135	0747-54-2151	0747-54-2161
35	下市町	ケアプランセンター彩の里	638-0001	奈良県吉野郡下市町阿知賀1122-1	0747-52-0240	0747-52-0295
36	黒滝村	黒滝村社会福祉協議会	638-0251	奈良県吉野郡黒滝村寺戸187-2	0747-62-2850	0747-62-2270
37	天川村	ケアサポートしもむら	638-0301	奈良県吉野郡天川村川合330-1	0747-63-0770	0747-63-0770
38	野迫川村	野迫川村居宅介護支援事業所	648-0305	奈良県吉野郡野迫川村北股84	0747-37-2101	0747-37-2107
39	野迫川村	野迫川村社会福祉協議会	648-0305	奈良県吉野郡野迫川村北股38	0747-37-2941	0747-37-2940
40	十津川村	十津川村社会福祉協議会居宅介護支援事業所	637-1333	奈良県吉野郡十津川村大字小原225-1	0746-62-0913	0746-62-0580
41	下北山村	下北山村社会福祉協議会	639-3802	奈良県吉野郡下北山村浦向373	07468-6-0360	07468-6-0970
42	上北山村	上北山村社会福祉協議会	639-3701	奈良県吉野郡上北山村河合381	07468-2-0129	07468-2-0133
43	川上村	川上村社会福祉協議会	639-3553	奈良県吉野郡川上村迫1374-2	0746-52-0294	0746-52-0295
44	東吉野村	ケアサポートますい	633-2421	奈良県吉野郡東吉野村小川315	0746-42-0038	0746-42-0038
45	東吉野村	ケアプランセンター中部	633-2432	奈良県吉野郡東吉野村木津川288	0746-42-0158	0746-42-0158
46	東吉野村	妙代ケアセンター	633-2422	奈良県吉野郡東吉野村鷲家90-91-1	0746-42-0516	0746-42-0516

※事業所の名称・所在地・連絡先等に変更がある場合は、所在地の地域包括支援センターまでご連絡をお願いします。

地域包括支援センター一覽

五條市

1 五條市地域包括支援センター
 〒637-0036 五條市野原西6-1-18
 ☎0747-25-2640・0747-26-1166 FAX0747-25-2630
 事業所番号 2900700010

営業時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
8:30~17:15	○	○	○	○	○	×	×	×

メールアドレス hokatsu_shien@city.gojo.lg.jp

吉野町

2 吉野町地域包括支援センター
 〒639-3114 吉野町丹治130-1
 ☎0746-32-8856 FAX 0746-32-4690
 事業所番号 2903500011

営業時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
8:30~17:15	○	○	○	○	○	×	×	×

メールアドレス choju_hokatsu@town.yoshino.lg.jp

大淀町

3 大淀町地域包括支援センター
 〒638-8501 大淀町桧垣本2090
 ☎0747-52-7760 FAX 0747-52-7770
 事業所番号 2903600019

営業時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
8:30~17:15	○	○	○	○	○	×	×	×

メールアドレス hokatsu@town.oyodo.lg.jp

下市町

4 下市町地域包括支援センター
 〒638-8510 下市町下市1960
 ☎0747-68-9065 FAX 0747-52-0007
 事業所番号 2903700017

営業時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
8:30~17:15	○	○	○	○	○	×	×	×

メールアドレス hokatu@town.shimoichi.lg.jp

黒滝村

5 黒滝村地域包括支援センター
 〒638-0292 黒滝村寺戸187-2
 ☎0747-62-2850 FAX 0747-62-2270
 事業所番号 2903800023

営業時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
8:30~17:15	○	○	○	○	○	×	×	×

メールアドレス ks-y@m5.kcn.ne.jp

天川村

6 天川村地域包括支援センター
 〒638-0322 天川村南日裏200
 ☎0747-63-9110 FAX 0747-63-9111
 事業所番号 2904000011

営業時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
8:15~17:00	○	○	○	○	○	×	×	×

メールアドレス kenkou@vill.tenkawa.lg.jp

野迫川村

野迫川村
野迫川小中学校
社会福祉法人 野迫川村 社会福祉協議会
野迫川村役場
野迫川郵便局

7 野迫川村地域包括支援センター
〒648-0305 野迫川村北股38
☎ 0747-37-2941 FAX 0747-37-2940
事業所番号 2904100019

営業時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
8:30~17:00	○	○	○	○	○	×	×	×

メールアドレス kaigo@vill.nosegawa.lg.jp

十津川村

五條警察署
十津川警察庁舎
十津川道路

8 十津川村地域包括支援センター
〒637-1333 十津川村小原225-1
☎ 0746-62-0901 FAX 0746-62-0580
事業所番号 2904300015

営業時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
8:30~17:15	○	○	○	○	○	×	×	×

メールアドレス totsukawa-kaigo@vill.totsukawa.lg.jp

下北山村

下北山村役場
西ノ川
下北山村社会福祉協議会
下北山村保健センター

9 下北山村地域包括支援センター
〒639-3802 下北山村浦向373
☎ 07468-6-9007 FAX 07468-6-9008
事業所番号 2904400013

営業時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
8:30~17:15	○	○	○	○	○	×	×	×

メールアドレス kaigo@vill.shimokitayama.lg.jp

上北山村

瀧川寺
上北山郵便局
上北山村役場

10 上北山村地域包括支援センター
〒639-3701 上北山村河合381
☎ 07468-3-0380 FAX 07468-2-0209
事業所番号 2904500010

営業時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
8:30~17:15	○	○	○	○	○	×	×	×

メールアドレス kaigo@vill.kamikitayama.lg.jp

川上村

大滝ダム
川上村役場

11 川上村地域包括支援センター
〒639-3594 川上村迫1335-7
☎ 0746-52-0111 FAX 0746-52-0345
事業所番号 2904600018

営業時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
8:30~17:15	○	○	○	○	○	×	×	×

メールアドレス fukushi@vill.nara-kawakami.lg.jp

東吉野村

東吉野村役場
東吉野中学校
高見川

12 東吉野村地域包括支援センター
〒633-2492 東吉野村小川99
☎ 0746-42-0441 FAX 0746-42-1255
事業所番号 2904700016

営業時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
8:30~17:15	○	○	○	○	○	×	×	×

メールアドレス juuminhukushi@vill.higashiyoshino.lg.jp

5. 様式

(1) 入院時情報提供書 (オモテ)

入院時情報提供書

* FAXで情報提供する場合は個人情報を消すこと。(「居住市町村」+イニシャルのみ記入) (枚中 枚目)
 (FAX連絡時は必ず相手方の受信確認(受け取り担当者名含む)をすること!)

作成日: 年 月 日
 入院日: 年 月 日

御中

※以下の情報は本人及びご家族の同意に基づいて提供しています。 ★サービス計画書の添付(有・無)

ふりがな			性別	生年月日	
	氏名		男・女	明・大・昭 年 月 日(歳)	
	TEL	O - -			
住所	市・町・村			家族構成	
緊急連絡先	続柄()	電話	自宅 携帯		
	続柄()	電話	自宅 携帯		
キーパーソン	同居・別居 続柄() (市町村在住)				
要介護度	要支援(1・2) 要介護(1・2・3・4・5) 総合事業対象者 申請中(新規・更新・区分変更) 有効期間:平成 年 月 日~平成 年 月 日 [被保険者番号:]				
障害等認定	身障:無・有(種別: /)級 精神()級 ・療育(有(A・B)・無)・原爆・石綿(アスベスト) ・指定難病:無・有()				
介護サービス利用状況	<input type="checkbox"/> 訪問介護(曜日) <input type="checkbox"/> オムツ交換 <input type="checkbox"/> 全身清拭 <input type="checkbox"/> 訪問看護(曜日) <input type="checkbox"/> 家事支援 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 訪問入浴(曜日) <input type="checkbox"/> 住居改修(時期: 年頃) <input type="checkbox"/> 福祉用具貸与(内容:) <input type="checkbox"/> 訪問リハ(曜日) <input type="checkbox"/> 通所介護(曜日) <input type="checkbox"/> 通所リハ(曜日) <input type="checkbox"/> 短期入所(回/月) <input type="checkbox"/> その他(内容:) 備考			* 主介護者()続柄() 備考欄(家族状況) * <input type="checkbox"/> 日中独居(それに準ずる)* <input type="checkbox"/> 虐待の可能性あり * <input type="checkbox"/> 介護力が乏しい(老老介護・主介護者が認知症等)	
* 経済状況(医療保険)	年金 無・有(種別:) 医療保険 (<input type="checkbox"/> 未加入 <input type="checkbox"/> 加入) <input type="checkbox"/> 生活保護(担当ケースワーカー)			住宅環境	
かかりつけ医①	(<input type="checkbox"/> 外来通院 / <input type="checkbox"/> 訪問診療) 所在地(市町村名)() 医療機関・主治医名 (有・無) 連絡先:			住宅環境における注意点(課題)・改修内容等 ※箇条書きで記入する 例)玄関に段差あり(50cm程度) 等	
かかりつけ医②	(<input type="checkbox"/> 外来通院 / <input type="checkbox"/> 訪問診療) 所在地(市町村名)() 医療機関・主治医名 (有・無) 連絡先:				
かかりつけ薬局	機関名: 所在地(市町村名): (有・無) お薬手帳: <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ 有りの場合、家族等に持参依頼して下さい				
かかりつけ歯科医	(<input type="checkbox"/> 外来通院 / <input type="checkbox"/> 訪問診療) 医療機関・主治医名: (有・無) 連絡先:				
感染症・アレルギー	感染症: 不明・無・有() アレルギー: 不明・無・有() がんの有無:(不明・無・有 ⇒ 部位:)				
既往歴・疾病	既往歴治療状況 <input type="checkbox"/> 未把握			主治医による病状の告知(がんを含む) 告知の実施: (不明・無・有) <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他()	
薬剤情報	薬剤情報書の添付(有・無) ・抗結核菌薬(不明・無・有) ・6種類以上薬を飲んでいる(はい・いいえ)				

* = 診療報酬 入退院支援加算1.2 「退院困難な患者の要因」に関連 (南和地域における入退院連携マニュアル 2019.2)
 【注】入退院支援加算の算定には、国の通知等に拠る算定条件を満たす必要があります。
 記載されている情報は作成日現在、ケアマネジャーが把握したものです。それ以降に変更となっている場合があります。

裏面に続きます

※入院時情報提供書は、ケアマネジャーが把握している範囲内で記載する。(未把握・不明等、その旨を記載)
 FAX 送信する場合は、居住市町村+イニシャルのみ記入する。(例: 五條市在住 吉野さくら氏→五條市・Y.S)

(1) 入院時情報提供書 (ウラ)

		自立	見守り	一部 介助	全 介助	備考(各項目について、普段の実施方法など把握していれば記載) (枚中 枚目)
移動	室内 屋外	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	杖 歩行器 車椅子 シルバーカー
食事	摂取	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・形態:(普通・軟菜・刻み・ペースト・トロミ)使用する食器:(箸・スプーン・自助具) 嚥下状態(良・不良) 咀嚼状況(良・不良) □経管栄養 嗜好() □栄養指導:(指導内容:)担当管理栄養士()
	調理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
排泄	排尿	(支障有り・支障無し)				トイレ・ポータルトイレ・尿器・膀胱留置カテーテル・オムツ(常時・夜間のみ) リハビリパンツ(常時・夜間のみ)失禁(無・時々有・常時有) 下剤使用(無・有) 洗腸(無・有)
	排便	(支障有り・支障無し)				
	排便動作	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
口腔	ケア	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	義歯(無・有)(上・下・全部)
服薬		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自宅での服薬方法など()
入浴		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	入浴不可(シャワー・清拭) 自宅(浴室)・訪問入浴・通所系サービス 入浴時の注意点(血圧指示等)
更衣		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
洗濯		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
掃除		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
金銭管理		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
起居		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	起き上がり() 座位保持() 立ち上がり() 立位保持() 寝返り()
医療処置	<input type="checkbox"/> 酸素 <input type="checkbox"/> 吸引 <input type="checkbox"/> 気管切開 <input type="checkbox"/> 胃ろう・経管 <input type="checkbox"/> カテーテル(膀胱留置・導尿) <input type="checkbox"/> インスリン注射 <input type="checkbox"/> 血糖測定 <input type="checkbox"/> 中心静脈栄養・ポート <input type="checkbox"/> ストーマ <input type="checkbox"/> じよく瘡(部位:) <input type="checkbox"/> 透析 <input type="checkbox"/> 摘便・洗腸 <input type="checkbox"/> その他()					
視力	普通・視力低下あり・眼鏡(無・有) 視野狭窄・視野欠損・全盲・不明		聴力		普通・やや難聴・難聴・補聴器(無・有) 不明	
運動機能	麻痺: なし・右上肢・左上肢・右下肢・左下肢・その他 拘縮: なし・肩関節・肘関節・股関節・膝関節・その他					
言語 (発語状況)	支障なし・はっきりしない・話せない 特記事項()		理解度 (受け答え)		支障なし・やや困難・できない 特記事項()	
生活 パターン	(趣味・日課・特技など)					
認知・精神面	特記なし・あり ⇒ (<input type="checkbox"/> 徘徊 <input type="checkbox"/> 介護への抵抗 <input type="checkbox"/> 焦燥・不穏 <input type="checkbox"/> 攻撃性 <input type="checkbox"/> 意思疎通困難 <input type="checkbox"/> 幻視・幻聴 <input type="checkbox"/> 昼夜逆転 <input type="checkbox"/> 大声出す <input type="checkbox"/> 妄想 <input type="checkbox"/> 暴力)					
障害高齢者の日常生活自立度	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> J1 <input type="checkbox"/> J2 <input type="checkbox"/> A1 <input type="checkbox"/> A2 <input type="checkbox"/> B1 <input type="checkbox"/> B2 <input type="checkbox"/> C1 <input type="checkbox"/> C2		医師の判断		評価時期	
認知症高齢者の日常生活自立度	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> IIa <input type="checkbox"/> IIb <input type="checkbox"/> IIIa <input type="checkbox"/> IIIb <input type="checkbox"/> IV <input type="checkbox"/> M		ケアマネジャーの判断:			
その他(ご本人の性格・望む暮らし・心身状況・生活環境・習慣・医療上の注意点等) (身体面) (社会性) (精神面)						
本人の希望		<input type="checkbox"/> 少しでも早く在宅に帰りたい ・ <input type="checkbox"/> その他 ()				
情報提供事業所名		TEL		病院への情報提供日		
担当ケアマネジャー名		その他連絡先		年 月 日		
病院担当部署名		TEL/FAX				
病院担当者/申し送り(カンファレンス等)参加者		職・名				
★カンファレンス等について(ケアマネジャーからの希望) ※以下☑のカンファレンス等がありましたら参加希望しますのでご連絡下さい						
<input type="checkbox"/> 「院内多職種カンファレンス」出席希望		<input type="checkbox"/> 「退院前カンファレンス」出席希望				
<input type="checkbox"/> リハ職が退院前家屋評価(訪問)を行う場合、同行を希望		具体的な希望				
<input type="checkbox"/> 退院前カンファレンスへの薬剤師出席希望						
重要 患者さんの退院・転院が決まった時点で 担当ケアマネジャー等に必ずご一報をお願いします						
* = 診療報酬 入院支援加算1.2 「退院困難な患者の要因」に関連				(南和地域における入退院連携マニュアル 2019.2)		

※入院時情報提供書は、ケアマネジャーが把握している範囲内で記載する。(未把握・不明等、その旨を記載)

(2) 退院調整情報共有書 (オモテ)

退院調整情報共有書				
★ケアマネジャーが面談やカンファレンスで収集した情報をまとめるシートです (枚中 枚目)				
ふりがな			記入者所属事業所	
氏名			記入者氏名	
性別	生年月日		入院期間(予定)	
男・女	明・大・昭	年 月 日(歳)	年 月 日 ~ 年 月 日(予定)	
要介護度	・(未申請・区分変更中(年 月 日申請)・新規申請中(年 月 日申請)・非該当) ・要支援(1・2) 要介護(1・2・3・4・5) 総合事業対象者 ・認定日: 年 月 日 有効期間: 年 月 日 ~ 年 月 日			
疾病の状態	病院主治医	(科) (科)	在宅主治医	
	主病名		医療機関・主治医名	
	副病名 合併症		手術	無・有 (手術名:)
			感染症	無・有 ()
			アレルギー	無・有 ()
			既往歴	
	薬剤情報	[薬剤情報書の添付:(有・無)] ・抗結核菌薬(無・有) 服薬内容、退院時処方(薬剤名・薬剤の剤形・投与経路等)		
	今後の見通し	例) 医療機関からの見立て・意見(今後の見通し、急変の可能性や今後、どんなことが起こりうるか(合併症)、予後予測、今後の受診予定等) 次回受診日: 月 日 (医療機関名:) 予約: 無・有 (時間:)		
	告知	告知: (未実施・実施 ⇒ <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他 () 備考()		
	疾患についての説明内容	病院から患者・家族への説明内容/患者・家族の受け止め方/患者・家族の希望		
* 特別な医療	<input type="checkbox"/> 酸素 <input type="checkbox"/> 吸引 <input type="checkbox"/> 気管切開 <input type="checkbox"/> 胃ろう <input type="checkbox"/> 経管 <input type="checkbox"/> カテーテル(膀胱留置・導尿) <input type="checkbox"/> インシュリン注射 <input type="checkbox"/> 血糖測定 <input type="checkbox"/> ストーマ <input type="checkbox"/> じよく瘡(部位:) 処置内容() <input type="checkbox"/> 点滴 <input type="checkbox"/> 中心静脈栄養・ポート <input type="checkbox"/> 透析(実施施設所在地・施設名:) <input type="checkbox"/> 疼痛管理(麻薬の使用: 無・有) <input type="checkbox"/> その他()			
リハビリ等	リハビリテーション(無・有)(PT・OT・ST) 頻度: 回/週 リハビリサマリーの添付:(有・無) 運動制限(無・有) / 運動制限の内容:() 麻痺: なし・右上肢・左上肢・右下肢・左下肢・その他 拘縮: なし・肩関節・肘関節・股関節・膝関節・その他 <リハビリの内容・進捗状況> 退院後のリハビリ継続について(要・不要)			
退院指導の状況	備考			
(有・無)	理解度 本人: <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分(問題点:) 家族: <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分(問題点:)			

* = 診療報酬 入退院支援加算1.2 「退院困難な患者の要因」に関連 (南和地域における入退院連携マニュアル 2019.2)

【注】入退院支援加算の算定には、国の通知等に拠る算定条件を満たす必要があります。 裏面に続きます

※退院調整情報共有書は、退院後の在宅生活を送るために必要な利用者の情報を収集・共有するためにケアマネジャー等が記載するアセスメント様式。

(2) 退院時情報共有書 (ウラ)

		自立	見守り	一部 介助	全 介助	備考 (枚中 枚目)
移動		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 手引き <input type="checkbox"/> 杖 <input type="checkbox"/> 歩行器 <input type="checkbox"/> シルバーカー <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 装具・補装具 <input type="checkbox"/> ストレッチャー <input type="checkbox"/> その他()
食事	摂取	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・嚥下状態(良・不良) 咀嚼状況(良・不良) 形態:(普通・軟菜・刻み・ペースト・トロミ) ・制限 (無・有) ⇒ 制限内容() 使用する食器 : (箸・スプーン・自助具)
	調理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 栄養サポートチーム(NST)介入・評価 () <input type="checkbox"/> 栄養サマリー: サマリーがある場合、担当管理栄養士()
* 排泄	排尿 排尿動作	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(支障有り・支障無し) トイレ・ポータブルトイレ・尿器・膀胱留置カテーテル・オムツ(常時・夜間のみ) リハビリパンツ(常時・夜間のみ) 失禁(無・時々有・常時有) 下剤使用(無・有) 浣腸(無・有) (特記事項) []
	排便 排便動作	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
口腔ケア		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	義歯 (無・有) (上・下・全部) []
起居		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	起き上がり() 座位保持() 立ち上がり() 立位保持() 寝返り() []
入浴 (洗身)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	洗身(不可・行っていない) 入浴制限(無・有) (シャワー・清拭・その他 ()) 入浴時の注意点(血圧指示等) (/ mmHg (以上・以下) の時は入浴禁 その他()) []
更衣		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
睡眠		良眠・時に不眠・不眠				睡眠剤使用(無・有) 薬剤名:用法等()
服薬管理		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 1日配薬 <input type="checkbox"/> 毎回配薬 <input type="checkbox"/> 一包化 <管理の状況>
* 認知・ 精神面	障害高齢者の日常生活自立度		<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> J1 <input type="checkbox"/> J2 <input type="checkbox"/> A1 <input type="checkbox"/> A2 <input type="checkbox"/> B1 <input type="checkbox"/> B2 <input type="checkbox"/> C1 <input type="checkbox"/> C2			評価時期
	認知症高齢者の日常生活自立度		<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> IIa <input type="checkbox"/> IIb <input type="checkbox"/> IIIa <input type="checkbox"/> IIIb <input type="checkbox"/> IV <input type="checkbox"/> M			
	認知症の原因疾患 その他特記事項等					
精神状態		疾患 (無・有 ()) <input type="checkbox"/> 徘徊 <input type="checkbox"/> 介護への抵抗 <input type="checkbox"/> 焦燥・不穏 <input type="checkbox"/> 攻撃性 <input type="checkbox"/> 意思疎通困難 <input type="checkbox"/> 幻視・幻聴 <input type="checkbox"/> 昼夜逆転 <input type="checkbox"/> 大声出す <input type="checkbox"/> 妄想 <input type="checkbox"/> 暴力) その他()				
自由記載						
情報提供機関名 (医療機関・部署名)				TEL(内線)		

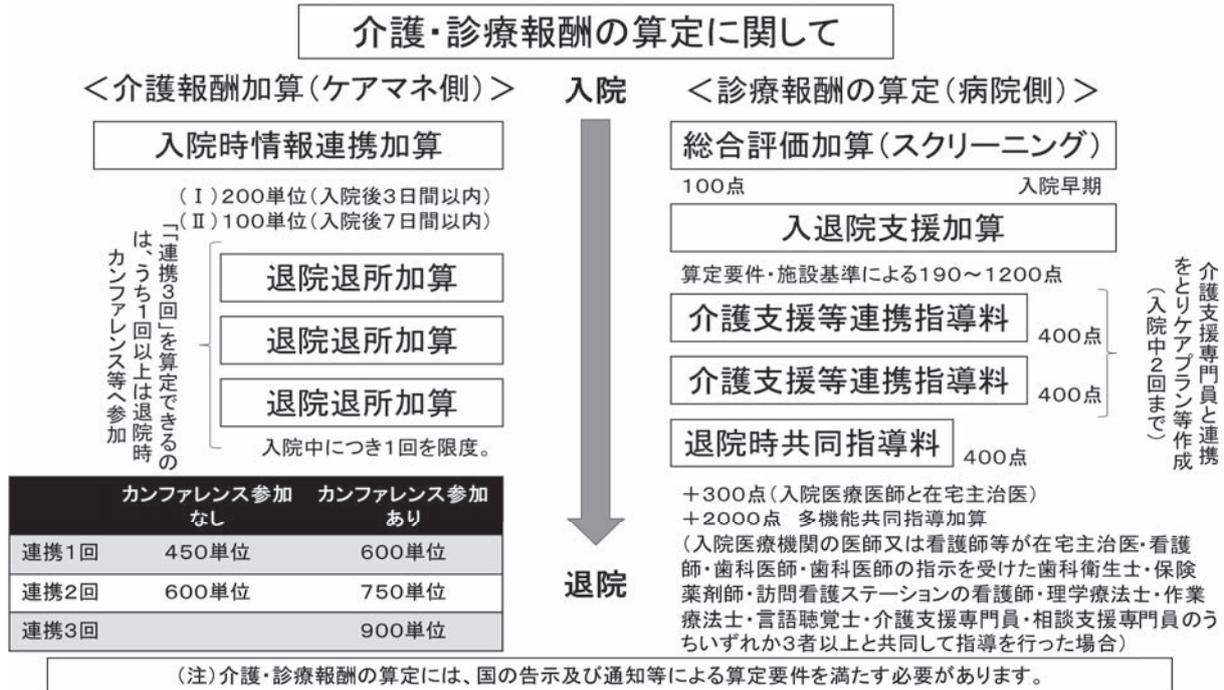
回目	カンファレンス・情報交換等 実施日	情報提供者(職・名前)			
回目	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 時 分	職: 名:	職: 名:	職: 名:	職: 名:
回目	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 時 分	職: 名:	職: 名:	職: 名:	職: 名:
回目	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 時 分	職: 名:	職: 名:	職: 名:	職: 名:

※ ケアマネジャーが本様式を用いて聞き取りを行う場合、1回目より同一様式を使用し、変更があった事項を書き足すことも可能であるが、加筆部分がかかるようにすること。例) ペンの色を変える、コピーして使用 等

* = 診療報酬 入退院支援加算1.2 「退院困難な患者の要因」に関連 (南和地域における入退院連携マニュアル 2019.2)

※退院調整情報共有書は、退院後の在宅生活を送るために必要な利用者の情報を収集・共有するためにケアマネジャー等が記載するアセスメント様式。

6. 資料 (1) 連携に関わる診療報酬・介護報酬一覧 (平成 30 年度)



(注) 介護・診療報酬の算定には、国の告示及び通知等による算定要件を満たす必要があります。

介護支援専門員と連携をとりケアプラン等作成(入院中2回まで)

※入院時情報連携加算について (平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 1) より)

Q : 先方と口頭でのやりとりがない方法 (F A X やメール、郵送等) により情報提供を行った場合には、送信等を行ったことが確認できれば入院時情報連携加算の算定は可能か。

A : 入院先の医療機関とのより確実な連携を確保するため、医療機関とは日頃より密なコミュニケーションを図ることが重要であり、F A X 等による情報提供の場合にも、先方が受け取ったことを確認するとともに、確認したことについて居宅サービス計画等に記録しておくかなければならない。

※上記の通り通知がありますので、送付日等を計画書等に記録するなど注意が必要

(注) 介護・診療報酬加算の算定には、国の通知等に拠る算定条件を満たす必要があります。

(2)・障害高齢者の日常生活自立度（ねたきり度）判定基準

・認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

障害高齢者の日常生活自立度（ねたきり度）判定基準

生活自立	ランク J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランク A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車いすに移乗する
	ランク C	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力では寝返りもうてない

(平成 3 年 11 月 18 日 老健第 102-2 号 厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知より)

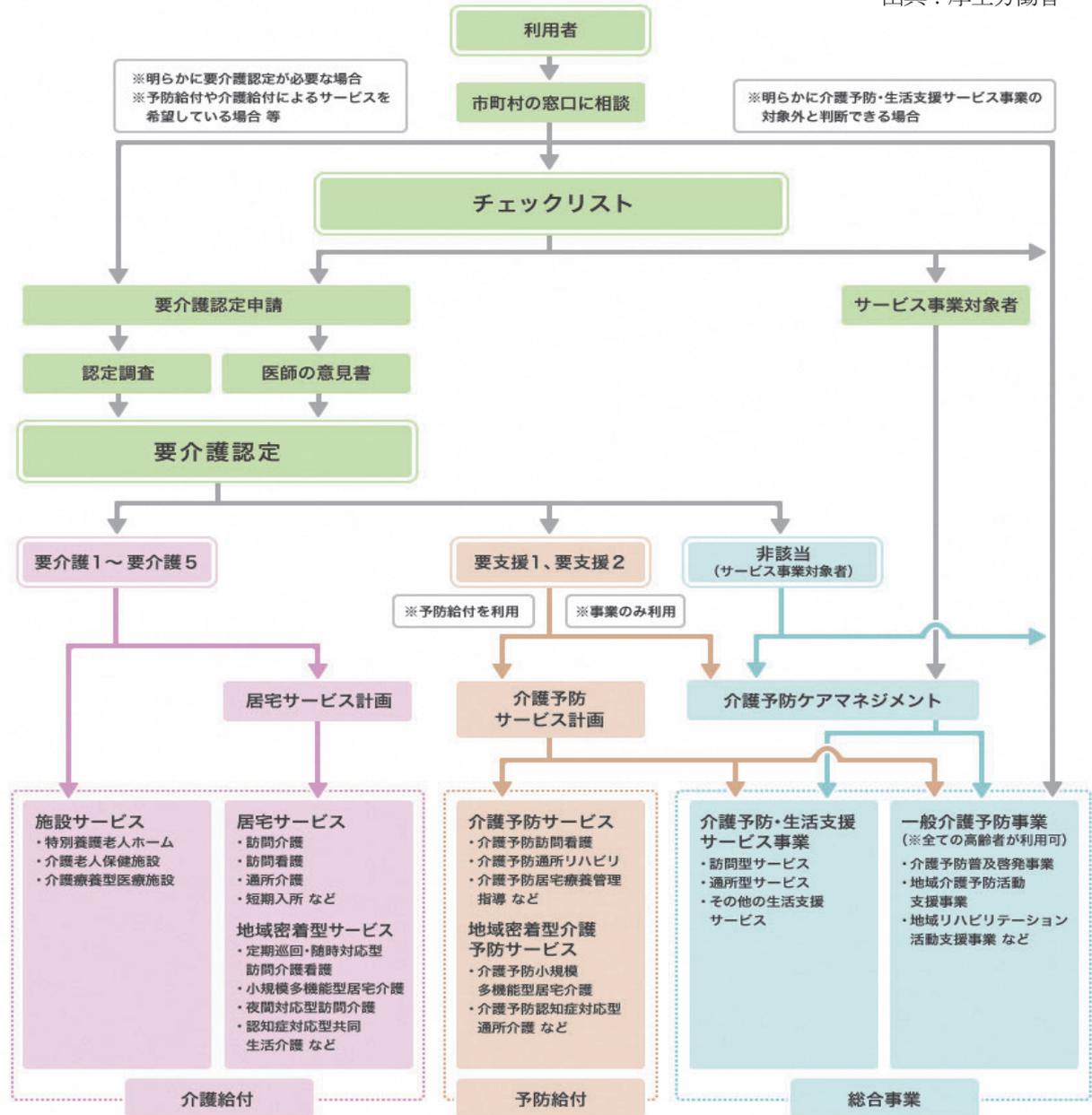
認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
IIa	家庭外で上記 II の状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
IIb	家庭内で上記 II の状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
IIIa	日中を中心として上記 III の状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
IIIb	夜間を中心として上記 III の状態が見られる。	ランク IIIa に同じ
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランク III に同じ
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

(平成 18 年 4 月 3 日老発第 0403003 号「「認知症高齢者の生活自立度判定基準」の活用についての一部改正について」より)

(3) 介護保険サービス等利用手続き

出典：厚生労働省



- ・本人または家族が申請できない場合、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者や介護保険施設に代行してもらうことも可能。
- ・認定調査日程は、原則として申請後2週間以内に連絡する。なお、患者の状態や申請の混雑状況等により、前後することがある。
- ・がん末期や急な退院など、至急で介護保険サービスを利用する必要がある場合には「暫定（見込み）利用」を認めているが、必要最小限の介護サービスとなる。また、万一「非該当」と認定された場合には、全額自己負担となる。
- ・認定調査は、原則として状態の予後が大きく変化する見込みがない時点での実施。

＜ 2号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）のうち、介護認定を受けることができる者として厚生労働大臣が定める16の特定疾病 ＞

- 1) がん（末期）
- 2) 関節リウマチ
- 3) 筋萎縮性側索硬化症（ALS）
- 4) 後縦靭帯骨化症
- 5) 骨折を伴う骨粗しょう症
- 6) 初老期における認知症（アルツハイマー病、脳血管性認知症等）
- 7) 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 8) 脊髄小脳変性症
- 9) 脊柱管狭窄症
- 10) 早老症（ウェルナー症候群等）
- 11) 多系統萎縮症（シャイ・ドレーガー症候群等）
- 12) 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 13) 脳血管疾患（脳出血、脳梗塞等）
- 14) 閉塞性動脈硬化症
- 15) 慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎等）
- 16) 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

7. 奈良県内の入退院調整ルールにおける取り扱い方針

奈良県では、医療と介護が連携を図ることにより、病院から地域へシームレスな在宅移行ができ、介護が必要な方が、安心して病院への入退院と在宅療養ができる環境づくりを目的として、病院とケアマネジャーの入退院における引継手順をルール化した「入退院調整ルール」が各地域で策定されています。

平成30年度中には、奈良県内では36市町村・8圏域で策定される見込みであり、各圏域の病院とケアマネジャーが協議を重ねて、地域の実情に応じてルールを策定しているため、圏域ごとのルールに若干の違いがあります。

この取り扱い方針は、担当している患者・利用者が圏域を越えて入退院をする際に混乱が起きないように、奈良県内における基本的な対応方針を記載したものです。取り扱い方針に則ってルールを運用した場合でも、患者・利用者の入退院調整に不利益を生じる事例がありましたら、各圏域のルールの見直し協議等に事例を挙げていただきますようお願いいたします。

- ・ 圏域を越えて入退院調整を行う際においては、原則として当該医療機関や事業所が所属する策定圏域のルールに則って運用してください。
- ・ 圏域を越えて病院やケアマネジャー等から連絡があった場合、連絡のタイミングや方法に若干の違いがある点についてご理解していただき、対応をお願いします。その際、患者・利用者にとって具体的に不利益等が生じた場合には、その内容について各圏域のルールの見直し協議等に事例を挙げていただくとともに、県にもご報告願います。
- ・ 入院時情報提供書、退院調整情報共有書は、当該事業所及び地域包括支援センターが所属する圏域の様式を活用してもらって結構です。不足している情報があれば、病院とケアマネジャーが直接情報交換を行い、必要な情報を共有してください。
- ・ 入退院調整における相手方の連絡窓口は、別添の各圏域の病院窓口一覧及び地域包括支援センター一覧を確認し、連絡してください。（生駒市内の病院は圏域を越えて退院する患者の住所地付近の居宅介護支援事業所の情報が不足する場合、患者の住所地の地域包括支援センターにご相談ください。）
- ・ 「介護認定をうけているかどうか分からない、または担当ケアマネジャーが分からない場合」、圏域を超えて市町村介護保険担当課に連絡をする場合は、原則本人または家族が連絡し、能力的に困難な状況の人の場合は、本人または家族の了承を得たうえで、病院担当者が市町村介護保険課へ問い合わせてください。
- ・ 県では、県内全域でルールが策定されるよう取り組んでいきますが、当面の間ルール未策定地域の病院・ケアマネジャー等と連携する場合は、個別対応をお願いします。

引用元： 奈良県福祉医療部 医療・介護保険局 地域包括ケア推進室

「在宅医療・介護連携の推進」HP より (<http://www.pref.nara.jp/42284.htm>) H31.1.9 現在

8. 連携でうまくいった点・今後の課題

※主語は「患者」「利用者」「利用者の家族」で始めて下さい。

いつ	誰が ※患者・利用者・ 利用者の家族等	どういう状況で ・よかった ・困った	対応 (どうしたか)	どうあったら よかったか (今後の課題)

南和地域における入退院連携マニュアル

企 画 五條市・吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・天川村
野迫川村・十津川村・下北山村・上北山村・川上村
東吉野村・奈良県吉野保健所

発 行 奈良県吉野保健所健康増進課 母子・健康推進係
〒638-0045 奈良県吉野郡下市町新住 1 5 - 3
TEL : 0747-52-0551 (代表) FAX : 0747-52-7259
URL <http://www.pref.nara.jp/44975.htm>

発行年月 平成 3 1 年 2 月 (第 1 版)

※ 禁 無 断 転 載